

国際協力を通じたコミュニティの持続可能な無形文化遺産の保護の取組み

大 貫 美 佐 子
ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)

I. 「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形遺産条約)の発効について

無形文化遺産条約は、1972年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)より約30年後の2003年にユネスコ総会で採択され2006年4月20日に発効、現在86カ国が批准、日本は2004年6月に批准しています。世界遺産条約は集まったものを一定の基準で審査して通ったものだけを記載する、つまりある意味ブランド化によって世界の遺産として注目と関心を集め保護する。これに対して、無形遺産条約は対照的です。すべての無形文化遺産は同じ価値を持っており、序列化につながる危険性のあるリストや保護のあり方は慎重にという議論、継承しているコミュニティの関与を重視すべきである、といった議論が展開されてきました。こうしたことからみても、無形遺産条約はそれを継承している人たちの立場を重視していることがわかります。

一方で無形文化遺産の保護に関しては、たいへんに厳しい現状があります。まず、私どもの事業を経験して見えてきた「無形文化遺産を継承している人たち」のコミュニティは、グローバル化に伴う社会的な変容から、伝統的な慣習や祭事、技術の継承において様々な危機に直面しています。人口の都市への流出による後継者の地域内確保の難しさ、師匠の高齢化対応の難しさ、観光による変容をどこまで認めるか、学校教育を通じた支援者の育成をどうするか、深刻な戦争で失われた人材確保をどうするか、関心を喚起するために実演の内容をどこまで変えていいのか、などがあげられます。

もう一つの厳しい現状は、無形文化遺産の多くが途上国にあるという現実です。(世界遺産条約の場合は、世界遺産リストが地域的に欧米にかたよっているというアンバランスな状態をどうかしないまま、現在にいたっております。)無形遺産条約の批准国を観てもお気づきかと思いますがアフリカやラテンアメリカの小さな国が大変熱心に批准しています。したがって、国際支援体制が重要にな

ってきます。彼らの多くは、消滅の危機に瀕している無形文化遺産を守るためのノウハウ（技術面や人的育成）と経済的支援を必要としているのです。教育が普及していない国や地域では、そもそもその問題も大きい。母語でアクセスできない場合はもっと深刻です。自分たちが継承してきたものの価値を認識することが難しい状況になってきている。こうした様々な状況を把握し、私たちACCUはこの部分で協力できる支援体制を固めてきています。

実際に無形文化遺産を継承する人たちにはいろいろな年齢層が含まれます。村の長老から、10代、20代の若い人たち。先ほど教育の話をしました。アジアはまだまだ、特に南アジアの方では文字の読み書きが出来ない、なかなか教育にアクセスが出来ない若い人たちがたくさんいます。そういった方々にこの無形文化遺産の条約や、自分たちが継承していることにどんな意味があるのか、説明することが課題としてあります。我々日本人もちょっと振り返って考えてみますと、やはり伝統文化をすごく古臭いと思っていたり、古いものに対する誇りを持つということはなかなか難しいところだと思います。物心ついたころから、三味線ではなくピアノを習う社会であるわけです。メディアの急速な発達でアジアの国でもかなりのスピードで、日本のアニメだけではなく、海外の文化が入り込んできているわけです。そういった中で、教育をまともに受けられない多くの若い伝統芸能を継承している人たちに、自分たちの受け継いできたものに意味のあることを理解してもらわなければいけないわけです。そのためには、例えば教育の教材や、国を飛び越えた若者たちの交流のプロジェクトを立ち上げることも必要です。なかなか自分たちの国の中で模索していても、自分たちの持っている価値が理解出来ないというのは、皆さんの経験上でもあるかもしれません。こういった理解がなかなか出来ない理由の一つに、無形文化遺産が何を指すのか。どこからどこまで指すのかがよく理解出来ない、この条約が何のために作られたものかわからないという声を聞きます。（採択条文では、無形文化遺産は、共同体、集団、場合により個人によって無形文化遺産と認識される慣行、表象、表現、知識、技能ならびにこれらに関わる道具、物品、人工物及び文化的空間を意味する」と規定しています。）

一方で、先進国に抱負にある技術と異なり、無形文化遺産は途上国に豊富に存在することから、何とかして財産化できないか、と考えている国もあります。

I I. 無形文化遺産の多様性について

現在、多くのアジアの国はまだ条約に加盟していない現状があります。ユネ

スコのウェブサイトから加盟国を見てみましょう。みなさん、これを見ておや、
と思うことはありますか。まず先進国より途上国が多いですね。特にアフリカ
や中南米の小さな国。それと現時点で 86 カ国。アジアが 12、欧州 22、アラ
ブ・アフリカが 36、中南米が 16、太平洋がゼロです。

我々のワークショップや会議の参加者からは、国にとってメリットがあるけれ
ども、コミュニティの我々にはデメリットの方が大きいのではないかという声も
聞こえてきます。コミュニティの継承者にとって、本当にメリットがあるかとい
うだけではなくて、条約に自分たちの国が入ると、継承してきたものが財産にな
り、自分たちのコミュニティが豊かになれるのではないかという期待感を持って
いる国もあります。あるいは逆に搾取の対象になってしまうのではないかという
不安を持っている国もあります。

ユネスコはこの無形遺産条約に先駆けて一つの試みを行っています。それが、200
1年、2003年、2005年と三回にわたって行われた「人類の口承及び無形遺産の傑作
の宣言」です。これは、世界の無形文化遺産を選んで、傑作であると宣言をするとい
うことです。三回で90件が選ばれましたが、この90件は、条約のIGCにおいてはそのま
ま代表リストに移行する、という決議がされており。しかしながら、この傑作宣言の
選定基準は、“人類の創造性を表す傑作として、卓越した価値を持つこと”というこ
とをはじめ、今議論されている代表リストのクライテリアと違った基準になってい
ます。つまり、ここでははっきりと”outstanding value”という言葉が使われてい
ます。韓国からは、宗廟での先祖のための儀礼及び祭礼音楽、パンソリの詠唱、江
陵端午祭が、日本からは能・文楽・歌舞伎が選定されたわけです。

みなさんも、無形文化遺産がどのようなものなのか、その多様な姿を我々のウ
ェブサイトから、これらの傑作宣言をうけた無形遺産の映像を見てもらいましょ
う。

インドネシアのワヤン人形劇。ワヤンは精巧な人形と複雑な音楽様式で知られ
る古来の語り物芸能です。インドネシアのジャワ島が起源で、10世紀に亘って
盛えました。道化役のセリフや動きが、各時代の政治や社会の世相を風刺する
公認の手段となり、これがワヤンが何世紀にも亘って継承されてきた所以とさ
れています。演目や上演技術は、人形操師、伴奏者、人形製作者の家族内で内々
に口承されてきました。

モロッコのジャマエルフナ広場の文化的空間です。これは、世界遺産にも登録さ

れているマラケシュのメディナという旧市街地の近くにある広場で、11世紀に作られて町のシンボルとなっています。いろいろな遠くの地方から人々が集まってくる出会いの場所になっていて、さまざまな音楽・言語・芸能・文学などの文化の交差点と言われております。

次はマラウイの治療のための踊り、ウィンブザです。マラウイ北部に暮らすタンブカ族の人々のあいだで行われている治療のための踊りヴィンブザです。アフリカのバンツー語圏全域に見られる、治療のための複合体であるンゴマ (ng'oma) の重要な具現です。ンゴマとは「苦悩の太鼓」を意味しています。これには、計り知れないほどの歴史の深みがあり、何年もの間、さまざまな抑圧があったにも関わらず、土着の医療システムの一つとして存在し続けています。

患者の大半は、さまざまな種類の精神疾患を患った女性です。彼女たちは、患者用の宿泊施設に滞在し、高名な治療者の手で、数週間または数ヶ月に渡り治療を受けます。具体的な診断が下ると、患者は特殊な治療の儀式を受けます。儀式のために、施設がある村の女性や子供たちは、ゆっくりと恍惚状態に陥る患者を囲んで円を作り、魂を呼ぶための特別の歌を歌います。男性で参加するのは、歌に合わせてその魂に特化した太鼓のリズムを叩く人たちと、治療者が男性である場合のみです。

歌と太鼓が一体となって、力強い音楽体験を作り出し、患者に「病気を踊らせる」ための場を与えます。ヴィンブザは長い年月の中で変化しましたが、音楽的な部分は昔から比較的変わっていません。

ヴィンブザの儀式は、抑圧を受けた人のトラウマ的体験を克服する手段として19世紀半ばに生まれました。イギリスの占領下において治療のための踊りとして発展しましたが、キリスト教の宣教師たちによって禁止されました。精神的な傷を負った人々は、ヴィンブザの魂に取り付かれることによって、周りの社会から受け入れられ理解される形でこの傷を表現することができました。タンブカの人々にとって、ヴィンブザは芸術作品であると同時に治療法であり、他の治療法で効果がないときの補完手段として考えられています。常に数が増えている歌や、複雑な太鼓演奏の伝統、踊りの妙技は、すべてタンブカの豊かな文化遺産の一部です。

ヴィンブザは、タンブカの人々が暮らす農村地方でいまでも実践されていますが、キリスト教会や宣教師、場合によっては現代的な精神科医療を広めている

医師による激しい反対に直面しています。環境の悪化により、ヴィンブザの治療儀式に使われる伝統的な薬に必要な植物が見つげにくくなってきています。ヴィンブザの医療効果を知らない多くの人は、ヴィンブザが持つ精神的な性質や効果を認識することなく、娯楽の一形態として過小評価しています。

次はボリビアのアンデスの宇宙観。先祖から受け継いだ伝統術を施すことを主な生業としておりまして、男性だけがこれを行える治療術です。動物や鉱物・植物を原料とする薬に関する卓抜な知識と宗教信仰に密接に結び付いていると言われております。トンガのラカラカという踊りです。これはトンガの国家的舞踊と考えられておりまして、振り付けと声と楽器の多声音楽、作曲、地元の伝説や歴史を元にした混合芸術となっております。

最後にバヌアツの砂絵。バヌアツは皆さんもご存じかと思いますが、南太平洋上に浮かぶ島です。複雑で独特な砂絵の伝統が今でもさまざまなコミュニティに保存されています。この砂絵は、原住民の芸術表現にとどまらず、儀式や瞑想から、通信・伝達的手段に至るまで、実に多様な状況において多くの機能を果たすと言われていて、文字の意味も込めて彼らは表現しているということです。

皆さん、いかがでしたでしょうか。かなり多様な、こんなものまで含まれているのかと驚かれた方もいらっしゃると思います。

III. 「無形文化遺産の保護に関する条約」とコミュニティ

私は、ACCUの事業を企画していく上で、無形遺産条約の4点に注目しています。まず、二つのリスト、つまり危機リストと代表リストがあること。これは条約16条と17条で定められています。次に、コミュニティの関与を強調していること、これは15条。そして目録作成を義務付けていること、これは12条。そして教育、喚起、キャパシティビルディング、これが14条で明記されています。

まず、二つのリスト。危機リスト(「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」と代表リスト(「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」)のことです。これは条約の16,17条で明記されています。*それからインベントリーを作成することを重視していること。これは条約12条です。これはご存知のように、条約を批准した国は一ないし二のインベントリー(目録)を作る義務があることです。「リスト」は世界遺産条約にもあり“World Heritage List”という表現になっており”world”がつきます。無形遺産条約の場

合はただ代表リスト “Representative List” という、シンプルな名前になっています。これは世界には無形文化遺産がいろいろありますからこのリストを見てください、ということとこれから批准国がリストにのせることなのです。

そのまえに、条約の具体的な部分について私が注目しているのは、コミュニティの関与と、教育です。この部分が一番ACCUが関連している部分であり、最も対象者に触れている部分であるからです。条約で非常に強調されているのは、無形文化遺産を担っているのは、コミュニティであるということです。無形遺産条約の第15条¹を中心に、保護のためにコミュニティ(=公式の日本語訳文中では「社会」)を関与させることを明記しています。また第11条では、「第二条²に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと」とあり、コミュニティの参加による無形文化遺産の認定について述べています。それでは、コミュニティとは何か。定義が条約でははっきりしていません。

そこで、ACCU はこれまでに二つの取組みをいたしました。今日はその話を後半のメインにします。2003年ユネスコ総会で採択された条約の発効直前に、ACCU は条約発効前の3月13-15日、ユネスコと『無形文化遺産の保護に関する条約』専門家会合」を共同企画、共催いたしました。条約が発効する一ヶ月前のことです。これはきわめてたいへんな会議でしたが、結果として、コミュニティの定義を中心とした、条約ガイドライン作成の提案書となる勧告を採択することができました。³これらの成果については、6月に開催された締約国会議の参加者に配布され、ユネスコのHPでも配信されています。これはあくまで勧告ですから、これをもとにより議論を深めていくことになるのですが、その中でコミュニティの定義を、このようにまとめてきました。ユネスコのウェブサイトでアクセスして我々が作成した報告書からみましょう。

“Communities are networks of people whose sense of identity or connectedness emerges from a shared historical relationship that is rooted in the practice and transmission of, or engagement with, their ICH;”(コミュニティの定義：無形遺産の実践や継承に根ざした歴史的な関係や、関与を共有することで表出する、アイデンティティ又は連帯感をもった人々のネットワーク。)

¹ 第15条 締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるようつとめる。

² 第二条 定義 3 「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置(認定、記録の作成、研究、保存、保護、促進、拡充、伝承(特に正規の又は正規でない教育を通じたもの)及び無形文化遺産の種々の側面の際再活性化を含む。)をいう。

³ <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00015&year=2006>

さらにこの会議では、条約 12 条の目録作成などにおいてコミュニティがどのように関与すべきかなどをまとめたわけです。

IV. コミュニティの活性化の事例から

無形文化遺産が多様であり、継承している人々の背景にある文化や生活も多様であるように、保護のありかたも多様です。そこでコミュニティの継承してきたものが危機に直面したとき、あるいは戦略として成功した事例を集める、つまりユニークなアイデアで切り抜けようとしている自治体の事例(ベストプラクティス)を集めて、共有することは出来るのではないかと考えました。今回は、私たちが一つの試みとして実施した、「無形文化遺産の保護に関する優良事例コンテスト」を通じて見えてきた、コミュニティの抱える問題と無形文化遺産の保護について話をします。これはまだ始まったばかりのプロジェクトなので、回を重ねるごとにまとまった成果を出していくので、まだ一部であることをご了解ください。

無形文化遺産が多様であり、保護のあり方も多様である。よって、多様な成功事例をできるだけ多く集めて、共有する。役立ててもらおう、これがこの分野における国際協力の一部であり、一歩であろうと私は考えました。今回のコンテストで対象にしたのは、過疎化、継承者の減少、市町村合併など様々な理由で伝統芸能が受け継がれていくことができなくなった状態から、青少年を巻き込み新しいアイデアで活性化することに成功した事例です。あくまでも成功事例を評価するものです。例えば、私が知りたかったのが、次のようなことでした。

まず、継承者が出稼ぎで地域を出て行ってしまったり、少子化の影響で継承者不足する、などの事態を乗り越えているコミュニティがあるか。公民館や子ども会の活動を通じ地元の伝統芸能が活性化し、継承者の増加につながった事例があるか。伝統芸能の神聖な側面を失うことなく、地元の観光地化にも貢献し、そのことによって青少年の関心が強化されたアイデア事例があるか。外部（海外も含む）の研究者やオピニオンリーダー、アーティストなどの関与によって、地元の芸能が活性化し、青少年の参加が増えた事例、学校のカリキュラムに導入し、ユニークな教育が効果をあげているところがあるか。女性の参加などダイナミックな対策を通じて危機をのりきったところがあるか、などです。

その一部について、これまでにでてきたケースをお話をします。

例えば北秋田の根子番楽の保存会の報告です。もともと東北地方は稲作地帯

に特有の特徴である、農家の長男と民俗芸能が結びついており、長男が農業を続ける後継者として地域の成人からみとめられ、当人の自覚を強めるためのものでもあったことは皆さんご存知のとおりです。一定の年齢になるまで獅子舞や笛太子をたたくなど保存会で役割をにない、その後農業の経営権を親から譲られる、といった流れですが、日本の高度成長時代から今日まで、過疎化や少子化など日本の地域社会の変化に適応できず、存在意義を失ってしまい効果的な保護の方法が見出せず消滅の危機に瀕しているものが多いという現状があります。

入賞した北秋田市の根子番楽保存会も例外ではありませんでした。関東圏を中心に若者の流出と出稼ぎ労働が増大、保存会の活動に大きなダメージを与えたこと、高齢化の現象も加わって昭和40年代には存続の危機の波が押し寄せてきた。それらを乗り切ったのは、集落における若者グループ「友和会」が保存会に入会し、舞や囃子方を教わり伝承活動を救ったことが報告されました。保存会による番楽の公演は家族のみというオープンになっていない体制であったため、全く経験のないいわば部外者である若者を受け入れる決断はたいへんなものであったと思われます。こうした画期的な試みが危機をのりきったと報告され、参加者の関心を集めました。

また技芸や技術を伝承するためには、不安定な生活では困難を極め最終的には継承者になれないケースも多く報告された。このような状況では、人材不足に歯止めが利かないとの不安から、不安定な身分を保証し、安定した収入のもとで継承者を確実に確保していく、といった大胆な対応をしたコミュニティもある。淡路の人形浄瑠璃がそのケースである。淡路人形座の若手座員を公務員の身分保障にし、安心して技芸に打ち込める体制を作った例⁴である。こうしたことは今回応募のあったコミュニティの中には見られないユニークな事例であることが共有されています。

伝統的な継承スタイルを現代に対応した形にし、危機を乗り越えてきたコミュニティが日本以外にも存在する。第一回の「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」を受けたインドのサンスクリット古典劇クーリヤッタムも、2000年の歴史があるといわれておりますが、継承の危機は1900年代に次々と訪れました。

クーリヤッタムは、インドケーララ州で演じられるサンスクリット語劇で、現存するインド最古の演劇伝統の一つであり、2000年以上にわたる歴史があり

ます。この古典劇の継承は世襲制で、継承する家系がそれぞれの寺院を割り当てられて、伝統的儀式としての公演を行ってきました。彼らのワークショップでの報告によると、19世紀初頭、封建制度が崩壊しこれまで王家からの後援をうけるといった制度が変化し、クーリヤッタムは厳しい継承の危機に直面する。その後も幾度かにわたる厳しい危機を乗り越えたのは、継承システムを現状に沿って変える（女性の参加や世襲意外の継承者を研修生として受け入れる）、新たな財政支援の獲得、継承のための修業期間の短縮、といったダイナミックな対応であったそうです。

クーリヤッタムの継承は、世襲の職として叔父から母系のチャキヤール家の甥へと伝えられるのが原則です。つまり家系がコミュニティであり、寺院の外で演じたり、コミュニティの外部者に教える、ということはタブーであったことは言うまでもありません。この古典劇の継承の解決にはコミュニティの外部出身のゴパール・ヴェヌ氏の力が大きく、1975年に研修センター「ナターナ・カイラリ」を設立し、若手芸術家の育成と研究保存活動をはじめた。財政支援には、ニューデリーの ケンドラ・サンギート・ナタク・アカデミー Kendra Sangeet Natak Akademy などが協力、修業期間については、アマヌール・グルクラムの修業期間 20 年を 15 年と定めるなど思い切って短縮したのです。さらに、1979年に初めて女性を修業に参加させることを決めた。こうした数々の模索と新しい取組みにより、世襲制という限られたコミュニティの継承形態は変化し、徐々にこの芸能の訓練を受けた人々がクーリヤッタム・コミュニティであると、社会で認められるようになっていったことがいえます。

V. 条約との関連性におけるACCUの無形文化遺産の保護の活動について

ここで、こうした現状に対し、ACCU(ユネスコ・アジア文化センター)は、1971年の設立以来、アジア太平洋地域のユネスコ加盟国とネットワークを組みつつ、有形と無形文化遺産の保存のために独自の事業を展開しているセンターです。ACCUの活動は、特徴がありまして、まず①ユネスコの基本方針に沿ったプログラムを企画しユネスコと協力体制をくんでいくこと、②アジア太平洋と共同でプログラムを考え出し、実施(マルチのニーズ対応)していくこと、③実際にものづくりをすること、これは教材を制作し、それを使う人々の言語版での普及までを目指すことにあります。

1970年-80年代には口承伝統の教材化(「アジアの昔話」など)、伝統音楽の教材化(2000曲以上を収集、うち400曲を教材化)、文化活動推進セミナー、博物館活動の近代化に関するセミナー、などを実施、1990年代には、無形文化遺産の記録保存

巡回講師段の海外派遣事業を実施、したり、消滅しつつある重要な伝統芸能、民俗芸能のダイレクターなどを各国の手でリスト化したものをまとめ、2000年にデータバンクとして公開いたしました。最近は、主に無形遺産の保護に関する条約の普及や条約の専門家会合をユネスコと共催しています。

国際協力を通じた無形文化遺産のコミュニティの保護の役割は大きいと私は考えています。それぞれの事例の共有のみならず、共有によって生まれてくる外部のコミュニティ間の交流を通じて、継承してきたことの価値の再確認から新しい活力、想像力が生まれるからです。若い世代は内なる活動だけでは閉塞感を感じるが多くなり、それを打ち破るエネルギーとの出会いが必要です。プロジェクトを進める中で、コミュニティの事例の記録をする人々がほとんどいない、という現状もしだいに分かってきたことであり、これらはきわめて深刻な課題ではないだろうか。内部で自分たちの事例を記録していく必要性、人材育成を始めていくことをどれだけ急務に感じるかは、他のコミュニティの事例を共有することで刺激になっていきます。コミュニティが持続可能的に無形文化遺産を保護していくためには、純粹に古来からの継承システムに頼っていたのでは、社会変化の激しい現代においては極めて難しい状況になるのではないかと思います。伝統芸能の継承を可能にするシステムを構築し、持続可能なシステムにしていくためには、経済的な基盤が不安定では難しい。そこで、無形文化遺産と観光との関係をどこまで認めるかは今後もっと議論されていくべきであると思っています。観光的な要素をどこまで許容範囲とするのか。無形文化遺産の保護と観光の受容はどこまでが可能なのか。それぞれのコミュニティが多様であるために、それぞれの成功事例を集めて議論を重ねる必要性がある。こうした議論は、コミュニティ自身が無形文化遺産の保護と活用を同時に考えていく議論が必ず活発化すると感じています。